

畑作物共済（大豆）重要事項説明書

この「説明書」は、畑作物共済（大豆）へ加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要な事項（契約概要・注意喚起情報）を記載したものです。必ずご一読いただき、内容をよくご確認・ご了承の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。

また、引受（加入）方式については、すべての農業共済組合又は農業共済事務組合（以下「組合等」という。）が全方式を実施しているものではありません。詳細につきましては、組合等の共済規程又は条例（以下「共済規程等」という。）をご参照いただくか、加入先の組合等へお問い合わせください。

ア「契約概要」の項目

（ア）共済の仕組み

農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営されています。行政庁の指導・監督のもと、組合等、農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）、国の三段階により、各々が責任の一部を負担して危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

加入申込と共済関係の成立について

（１）畑作物共済（大豆）共済の共済関係は、子実の収穫を目的とする大豆に係る耕作の業務が共済規程等で定めた面積10アール（白大豆、丹波黒、その他黒大豆等の作付面積の合計）以上の場合は、農業保険法の定めにより、共済関係は成立します。

（２）畑作物共済（大豆）加入申込書の提出

共済関係が成立する者は、必要事項を記載した畑作物共済（大豆）加入申込書を6月1日から6月15日までに組合等に提出するよう共済規程等で定められています。

ただし、「水稻生産実施計画及び経営所得安定対策交付金等営農計画書兼水稻共済細目書異動申告票」となっている場合は、各地区で定められている提出期日になります。

（３）耕作に係る大豆が以下の事項に該当する場合は、その耕地を「引受不適格耕地」として、引受対象から除外させていただきます。

- ① 畑作物共済（大豆）に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当な確実さを持って見通されること。
- ② 基準収穫量の正確な決定が困難であること。
- ③ 収穫物が未成熟のまま収穫されること。
- ④ 通常の肥培管理が行われず又は行われないおそれがあること。

（イ）補償の内容（支払事由・免責・支払わない場合について）

加入方式と内容について

（１）一筆方式

耕地ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）が、その

耕地の基準収穫量の30%を超えるときに共済金を支払う方式

(2) 半相殺方式

加入者の被害耕地に係る減収量の合計がその加入者の基準収穫量（その加入者の耕地ごとの基準収穫量の合計）の20%を超えるときに共済金を支払う方式

(3) 全相殺方式

加入者ごとの減収量（その加入者の基準収穫量から増収分も加味した収穫量を差し引いた数量）がその加入者の基準収穫量の10%を超えるときに共済金を支払う方式

共済事故について

共済責任期間中に発生した損害で、補償の対象としている事故（以下「共済事故」という。）は、次のとおりです。

風水害、干害、ひょう害、冷害その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による大豆の減収。

支払責任のない損害について

共済責任期間中に共済事故によって発生した場合であっても、次の場合には共済金の一部、又は全額をお支払いできないことがあります。

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害。
- (2) 加入者又はその法定代理人の悪意・重大な過失・法令違反による損害。
- (3) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意による損害（その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）。

共済金の支払いについて

(1) 損害評価を行い、農林水産省より定められている諸手続き、認定等を経て、次の額をお支払いします。

①一筆方式

- ・選択された1kg当たり共済金額×共済減収量

共済減収量：耕地ごとの共済事故により減収した量のうち、基準収穫量の30%を超えた数量（kg）

②半相殺方式

- ・選択された1kg当たり共済金額×共済減収量

共済減収量：加入者ごとに共済事故により減収した量の合計のうち、基準収穫量の20%を超えた数量（kg）

③全相殺方式

- ・選択された1kg当たり共済金額×共済減収量

共済減収量：加入者ごとに共済事故により減収した量と増収した量を相殺した減収量の合計（出荷数量等調査により把握した生産量）のうち、基準収穫量の10%を超えた数量（kg）

(2) 組合等は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともに、共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

共済金が支払えない場合について

次のような場合には、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

- (1) 通常すべき管理、損害防止義務を怠って生じた損害。
- (2) 損害防止の指示に従わなかったとき。
- (3) 損害発生のお知らせを怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって事実と異なるお知らせをしたとき。
- (4) 畑作物共済加入申込書の提出の際、悪意又は重大な過失によって必要事項を通知せず又は不実のお知らせをしたとき。
- (5) 畑作物共済加入申込書の提出後、悪意若しくは重大な過失によって不実の変更お知らせをしたとき。
- (6) 植物防疫法の規定に違反した場合の損害
- (7) 農業保険法の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた農作物につき、その栽培方法をその定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合の損害。

(ウ) 共済責任期間

共済責任期間について

発芽期から収穫するに至るまでの期間です。(ただし、その地域の通常の時期が原則です。)

(エ) 引受条件 (共済金額等)

基準収穫量について

天候や肥培管理などが普通のものとして期待される収量で、一筆方式、半相殺方式は、申告単収等をもとに10アール当たり基準収穫量を算定します。全相殺方式は、加入者の過去5か年の出荷実績をもとに10アール当たり基準収穫量を算定します。

共済金額について

共済責任期間中に補償される最高限度額です。

- (1) 一筆方式の場合 (耕地ごとに算定) : 農林水産大臣が定める1kg当たり共済金額 (以下、「単位当たり共済金額」という。) × 耕地ごとの基準収穫量の70%
- (2) 半相殺方式の場合 (加入者ごとに算定) : 単位当たり共済金額 × 耕地ごとの基準収穫量の合計の80%
- (3) 全相殺方式の場合 (加入者ごとに算定) : 単位当たり共済金額 × 耕地ごとの基準収穫量の合計の90%

単位当たり共済金額の選択について

- (1) 単位当たり共済金額は、条例で定めるうち各々1つを選択できます。
- (2) 全相殺方式を選択される場合は、一定の加入要件があります。
- (3) 経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請又はする予定であり、その交付を受ける又は受ける予定の加入申込者 (以下「交付農業者」という。) は、交付農業者の単位当たり共済金額で申し込む必要があります。

(オ) 共済掛金等に関する事項

共済掛金について

- (1) 標準となる共済掛金率は、農林水産大臣が過去20年間の金額被害率を基礎に3年ごとに改定します。
- (2) 平成30年産より、危険段階別の掛金率が農家ごとに適用されます。

※ 危険段階別の掛金率とは、毎年農家ごとに過去5年の金額被害率に応じて段階を

設け、金額被害率の高低により差のある掛金率を適用するものです。

(3) 掛金は次のように算定します。

農家負担共済掛金＝共済金額×危険段階別の掛金率－国庫負担掛金

(4) 国庫負担割合は、掛金の55/100となっています。

(カ) 共済掛金等払込みに関する事項（払込方法・払込期日）

加入者負担掛金の払込みは、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した掛金払込通知書をもって払い込みます。また払い込むべき金額には賦課金（事務費）を含んでいます。

(キ) 無事戻しに関する事項（条件・方法・決定）

無事戻しについて

毎事業年度、議会の議決により、前3会計年度間に受取った共済金と前2会計年度間に受取った無事戻金の合計額が、前3会計年度間の加入者負担掛金の4分の1を下回る加入者に対しては、無事戻金を交付します。なお、組合等又は連合会の財務状況によっては、お支払いする無事戻金の金額が削減される場合があります。

(ク) 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

告知義務違反による解除について

加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合等が求めたものに事実の告知が必要です。告知を怠り不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。また、解約返戻金はありません。

重大事由による解除について

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

- (1) 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき。
- (2) 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき。
- (3) 組合等の加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由
- (4) 加入者が正当な理由がないのに共済掛金の払込みを遅滞したときは、当該共済関係を解除するものとします。

解除の効力について

解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を組合等がてん補する責任は負いません。

イ「注意喚起情報」の項目

(ア) 告知義務等の内容

加入申込書の項目について告知していただく義務（告知義務）があります。この告知事項について、故意若しくは重大な過失により不実の告知をしたときは当該共済関係を解除する場合があります。

加入者の義務について

(1) 畑作物共済（大豆）加入申込書の提出後の変更通知

畑作物共済（大豆）加入申込書の提出後、記載内容に誤り、又は変更気付いたと

きは、速やかに組合等までご連絡ください。その連絡がない場合は、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

(2) 損害発生通知

共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると思われたときには、遅滞なく組合等に事故発生の通知をお願いします。その通知がない場合、適正な損害評価が行われず、減収量の算出ができなくなりお支払いできなくなることがあります。

(3) 損害防止の義務

大豆栽培において通常すべき管理、その他損害防止に努める義務を有し、通常すべき肥培管理等の不良による減収は、共済事故以外の減収として分割評価を行い、共済減収量から差し引くことがあります。

また、損害防止の必要な措置について、組合等からお願いする場合がありますのでご留意願います。

(イ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合等・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合等の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

(ウ) その他

個人情報の取扱いについて

畑作物共済（大豆）加入申込書等により知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、組合等が引受けの判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供等を行うために、業務に必要な範囲で利用します。

- (1) 組合等は、共済金支払責任の一部を連合会の保険に付し、連合会は保険責任の一部を国の再保険に付しているため、連合会及び国との間で個人情報を共同利用します。
- (2) 法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、農林水産省との再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。
- (3) 個人データに第三者の個人情報が含まれており、加入者から組合等へ提供されたことにより、その方が不利益を被った場合は、加入者が責任を負い、組合等には責任が及ばないこととします。